

亀山市総合保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月26日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第17号

亀山市総合保健福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則

亀山市総合保健福祉センター条例施行規則（平成17年亀山市規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 市長は、条例第12条ただし書の規定により、<u>次の表の左欄に掲げる使用料の区分に応じ、同表の中欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の右欄に定める額を還付するものとする。</u></p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第13条 市長は、条例第12条ただし書の規定により、<u>既納の使用料（条例第10条第1項に規定するパスポート券の販売により徴収した使用料（以下「パスポート券使用料」という。）を除く。）のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額を還付するものとする。</u></p> <p><u>(1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかった場合 全額</u></p> <p><u>(2) 第7条第2項の規定により使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき 当該超える額</u></p> <p><u>(3) センターの施設を使用しようとする</u></p>

る日の7日前までに第8条の規定による届出をした場合 既納の使用料の半額

2 既納のパスポート券使用料のうち、利用者が死亡、転出又はその他市長が認める理由により当該利用者がパスポート券を利用できなくなった場合において、3月間パスポート券にあっては発行の日から起算して1月を経過する日までに、6月間パスポート券にあっては発行の日から起算して2月を経過する日までに当該パスポート券を市に返却したときは、当該パスポート券に係る既納の使用料の半額を還付するものとする。

2 使用料の還付を受けようとする者は、総合保健福祉センター使用料還付請求書（様式第9号）（条例第10条第1項に規定するパスポート券の販売により徴収した浴場の使用料の還付を受けようとする者）にあっては、パスポート券使用料還付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 浴場又は温泉スタンドを長期にわたり使用させることができない場合で市長が特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、市長は、条例第12条ただし書の規定により、条例第10条第1項に規定する回数券

3 第1項の規定による使用料の還付を受けようとする者にあっては総合保健福祉センター使用料還付請求書（様式第9号）を、前項の規定による還付を受けようとする者にあってはパスポート券使用料還付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

若しくはパスポート券の販売により徴収した浴場の使用料又は温泉スタンドの使用料の全額又は一部を還付することができるものとする。

第13条第1項に次の表を加える。

研修室、大会議室、 教養娯楽室及び視聴 覚室の使用料	災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかった場合	既納の使用料の全額
	第7条第2項の規定により使用の変更を許可された場合において、既納の使用料の額が変更後の使用料の額を超えるとき	当該超える額
	センターの施設を使用しようとする日の7日前までに第8条の規定による届出をした場合	既納の使用料の半額
浴場の使用料（条例第10条第1項に規定する回数券及びパスポート券の販売により徴収した使用料を除く。）及び温泉スタンドの使用料	災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなかった場合	既納の使用料の全額
条例第10条第1項に規定するパスポート券の販売により徴収した浴場の使用料	利用者が死亡、転出又はその他市長が認める理由により当該利用者がパスポート券を利用できなくなった場合で、3月間パスポート券にあっては発行の日から起算して1月を経過する日まで、6月間パスポート券にあっては発行の日から起算して2月を経過する日	当該パスポート券に係る既納の使用料の半額

	までに当該パスポート券を市に返却し たとき	
--	--------------------------	--

様式第9号中「第13条の」を「第13条第2項の」に改め、「（施行規則第13条第1項第1号に該当）」、「（施行規則第13条第1項第2号に該当）」及び「（施行規則第13条第1項第3号に該当）」を削る。

様式第10号中「第13条」を「第13条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。